

# 賠償責任問われることも

# 雨に濡れた床が凶器に ビルの防滑対策その注意点とは

建物の所有者及び管理者は、利用者が建物内で安全・快適に過ごすことのできる環境を整備する責任を負う。当たり前と思われがちだが、ふとした時にその安全性や快適性が損なわれることがある。例えば床の防滑対策。床に足を取られて転倒した場合、真っ先に転倒してしまっただ自身の過失を疑ってしまう印象だが、防滑対策をオーナーが蔑ろにしていたか否かで、賠償責任が生じる可能性がある。雨の多い季節を控え、ビルにおける防滑対策やオーナーの注意点について検証してみよう。

## 滑り抵抗値が判断基準 0.45以下の床材は注意

誰でも街中で地面に足を滑らせ、転倒あるいは転倒しそうになった経験はあるだろう。特に雨の日は建物内の床が滑りやすく、鉄道駅など公共性の高い場所では注意を喚起する光景がしばしば見られる。利用者側も足元には十分注意して通行するものの、中にはバランスを崩してしまったり、転倒しそうになった経験がある。建物に入院するといったケースは、転倒しそうな床材は注意。転倒しそうになった経験がある。建物に入院するといったケースは、転倒しそうな床材は注意。転倒しそうになった経験がある。建物に入院するといったケースは、転倒しそうな床材は注意。

## 転倒・転落死が交通事故死者数を上回るという実態

### 防滑業振興協会



事務局長 三浦 宏之氏

当協会は防滑対策施工管理技術者の育成やCSR(床材として適切な滑り抵抗値)の測定、各種防滑工事を行う国土交通省認可の協同組合です。平成21年度に実施された厚生労働省の人口動態調査で、転倒・転落死が交通事故死者数を上回る多いたことが現状です。当協会が滑りによる転倒を減らすことを目的とした防滑工事業者の組合であり、防滑の重要性を啓蒙する他、滑り測定士や防滑施工性に迫られています。



「上野」駅前で防汚工事風景

の注意を払って通行している。しかし、それでも予期せぬ形で転倒は起こりうる。足を前方に滑らせると、もう片方の足で体重を支えようとバランスを取るために上半身が自然と後方にのけ反る状態になる。そのまま転倒してしまうとでん部あるいは後頭部に強い衝撃を受けることになってしまう。滑りやすい床で転倒し死亡するケースの多くは、後頭部強打による脳の損傷によるものである。また、一命をとりとめたものの、マヒなどの致命的な後遺症を抱えてしまうケースも少なくない。転倒事故は自身の不注意によるものと思いがちであるが、場合によってはその施設の所有者又は管理者の責任が問われることもある。防滑業振興協会の三浦氏によれば、直近では衣料品店で転倒事故で、店側が被

## 年間2000件程の賠償事故も氷山の一角

### 関東不動産問題支援センター



代表弁護士 杉本 佳英氏

通常の事故の場合、賠償責任が認められるためには、加害者側に過失が認められることが必要です(民法709条)。しかし、ビル内で滑って怪我をした等の事故が発生した場合は、多くの場合、最終的にはオーナーが賠償を賠償しなす(民法717条)。これは、立証責任がどちらにあるのかという点に差があるからで、民法709条責任と民法717条責任とを比較すると、転換されている点で、

## 東京都



副知事 村西 紀章氏

「東京都福祉のまちづくり条例」は高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として、平成7年に制定されました。平成21年に改正され、ユニバーサルデザインの理念を明確に位置づけるとともに、一定の種類及び規模の要件に該当する建築物等には、新設又は改修の際に整備基準は、粗面とし、又は滑りやすい材料で仕上げ、められるようになり、床の滑りについては、現在、国において必要に応じて施設整備マニュアル等の改正も検討されています。

## 必要に応じて施設整備マニュアル等の改正も検討